

「子どもの人権を守ろう」 人権擁護委員制度とは

人々が明るく平和に暮らしていくには、それぞれの人権を尊重し合うことが最も大切なことです。この権利は何人も侵すことはできないものです。

しかし近年は、いじめや体罰、不登校児がテレビや新聞でも報じられるなど、子どもをめぐる人権問題が大きな社会問題になつており、次代を担う子どもたちの権利を積極的に擁護することが必要とされています。

そこで、全国人権擁護委員連合会では『子どもの人権を守ろう』『いじめ』しない・させない・見逃さない』を啓発活動の重点目標に掲げ、昭和24年6月にこの法律が施行されたことにちなみ、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めて、この日を中心に一層の人権思想の啓発に努めています。

当町では、法務大臣から委嘱を受けた次の4名の人権擁護委員が、毎週交代で相談を受けています。人権問題でお悩みの方はお気軽にご相談ください。

町の人権擁護委員

○馬場 明子 栗山2280の24
 ○渡邊 真一 屋形5242
 ○伊藤 喜市 遠山598
 ○井上 秀次郎 横芝761の1
 (△82-1808)
 (△82-2444)
 (△82-3795)
 (△80-1011)

(一敬称略)

相談日 每週火曜日 午後1時30分～4時
 場所 中央公民館 (2階会議室)

*相談は無料で秘密は固く守られます。

住宅建設資金利子補給制度は、住宅金融公庫からお金を借り入れて住宅を建てたり購入する場合、その支払利息の一部について利子補給するもので、この制度を利用できる方は次のいずれにも該当する方が対象となります。

要件

- ①町内に持ち家を建設または購入する方で、その資金の全部または一部を住宅金融公庫から融資を受ける方。
- ②年間の合計収入金額が800万円以下の方。
- ③町民税を滞納していない方。
- ④住宅金融公庫との金銭消費貸借抵当権設定契約を結んだ日以前に、町内に継続して2年以上住んでいる方。

(この条件を全て満たす方であっても、千葉県または他の市町村が実施する住宅建設資金利子補給制度に基づいた利子補給金の交付を受けている方は対象となりません)

利子補給金額

利子補給金は、公庫の建設融資残高1000万円(地域優良木造住宅の認定を受けたものについては120万円)を限度に年1%以内の額です。

利子補給期間

交付の申請は、住宅金融公庫との契約の日から6ヶ月以内に役場(建設課)で行ってください。



貴重な種類集めた

“湿生植物園”が完成

このほど、ふれあい坂田池公園内に“湿生植物園”が完成しました。

この植物園には、坂田池を中心とする地域や栗山川中流部の低地に成育していた野生の湿生植物など約30種が移植植栽されており、中には千葉県内での成育が希少な種類や全国的にも絶滅が危惧されている貴重な種類、新種として確認された珍しい種類も保護管理されています。

みなさん是非ご覧ください。

湿生植物の愛好者募集

町では、このような貴重な湿生植物を絶滅させないよう、愛好者による維持管理を考えています。

湿生植物に興味のある方は、公園管理センター(△82-7256)までご連絡ください。

ご存じですか“住宅建設資金利子補給制度”



マイホームをとお考えの方へ

申し込み

利子補給期間

交付の申請は、住宅金融公庫との契約の日から6ヶ月以内に役場(建設課)で行ってください。

※詳しくは、役場建設課へ。

(△82-1111内線345)へ。